

# 家族を扶養し始めたら！

～よくある返納事例を知り、自分も気をつけよう～



阿蘇郡市教育研究会学校事務職員部会 第3分科会

# 返納事例集



## 事例 1

扶養している子が、親に黙ってアルバイトをしていた。  
現況調査の際に、所得証明書を取得すると収入が130万円以上あった。  
そのため、アルバイト開始月まで遡って返納した。  
※ 年度をまたいで発覚した場合、顛末書の提出が必要です。

1月 8,000円 × 10ヶ月分 = **80,000円**

## 事例 2

扶養している配偶者や父母等が、年金受給を開始し限度額を超えていた。  
しかし、扶養を外していなかった。  
そのため、年金受給開始月まで遡って返納した。

1月 10,000円 × 12ヶ月分 = **120,000円**

## 事例 3

扶養している配偶者に、パート収入と農業収入があった。  
確定申告での収入が130万円を超えていなかったため扶養認定を継続した。  
しかし、確定申告による税法上の必要経費と扶養手当上の必要経費が異なっていたため、  
扶養手当上の収入が130万円を超えていた。そのため、遡って返納した。  
※事業年度の1月1日に遡る

1月 10,000円 × 60ヶ月分 = **600,000円**

※ 上記の金額は、あくまで扶養手当上の金額です。  
実際には、ボーナスや医療費、税金も関係してきます。  
そのため、返納額がさらに膨れ上がります。  
返納は、原則一括返納になりますのでご注意ください！



**扶養親族関係は  
小まめに事務と連絡を！**